

定額自動振込規定

令和2年10月1日現在

吳信用金庫

目次

1.	適用範囲.....	1
2.	振込指定項目の届出.....	1
3.	手数料.....	1
4.	振込日.....	1
5.	振込金額.....	1
6.	指定口座からの払出し.....	1
7.	振込の取消.....	2
8.	振込の取り止め.....	2
9.	解約.....	2
10.	免責事項.....	2
11.	規定の変更.....	2

定額自動振込規定

1. 適用範囲

定額自動振込依頼書に基づく当金庫または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。

なお、本規定に定めのない項目については振込規定により取扱います。

2. 振込指定項目の届出

自動振込のお取扱いにあたっては、あらかじめ振込期間、振込月、振込日、振込金額および受取人等をご指定のうえ当金庫にお届けください。

当金庫は、指定された振込日に指定金額を預金口座またはカードローン口座（以下、「指定口座」といいます。）から口座振替または当座貸越の方法により払出し、受取人に振込いたします。

この場合、預金払戻通知、当座貸越通知または振込領収書等の発行は省略いたします。

3. 手数料

この取扱いにあたっては、当金庫所定の手数料を振込金額引落とし時にいただきます。

手数料改定の際は、改定日以降新手数料をいただきます。

なお、改定内容は店頭およびホームページに表示し、個別の通知は省略いたします。

4. 振込日

指定された振込日が休日の場合は、定額自動振込依頼書でのご選択に従い処理いたします。

なお、振込指定月に該当する振込日がない場合は、その月の月末をもって振込日といたします。

5. 振込金額

振込金額は、「毎月一定金額の振込」「月毎に指定された金額の振込」のいずれかをあらかじめご指定いただきます。

6. 指定口座からの払出し

(1) 指定口座からの払出しについては、当座勘定規定、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）および各カードローン規定にかかわらず、当座小切手または預金通帳・払戻請求書の提出を受けずに当金庫所定の方法により処理いたします。

(2) 指定口座の残高または貸越可能残高が、振込日の振込処理時において振込金額および振込手数料の合計金額に満たない場合は、特に通知せずにその月の振込を取り止めいたします。

なお、振込日に指定口座の残高または貸越可能残高がこの依頼によって支払うべきものと、この依頼以外の契約によって支払うべきものとの総額に満たない場合は、そのうちどれを支払うかは当金庫の任意といたします。

7. 振込の取消

振込をおこなった結果、受取人の口座がない等の理由により受取人の口座に入金できない場合は、その月の振込は取り止めたものとして処理いたします。

8. 振込の取り止め

振込を取り止める場合は、解約届を提出してください。

なお、これらのお届け前の振込については、当金庫はその責任を負いません。

9. 解約

この契約は、次の事象が生じた場合には、解約したものとし、解約通知は省略させていただきます。

- (1) 振込期間の満了
- (2) 指定預金口座の解約
- (3) 当金庫が必要と認めた事象

10. 免責事項

- (1) やむを得ない事由による通信機器、回線およびコンピューター等の障害、ならびに電話の不通により取扱いが遅延したり不能となった場合は、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- (2) 本契約による取扱いについて、万一紛議が生じても当金庫の責によるものを除き、当金庫は責任を負いません。

11. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められた場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前1号の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。